

第2回

吹田市自転車利用環境整備計画中間見直し

令和3年12月22日

第2回

吹田市自転車利用環境整備計画中間見直し

1. 日 時 令和3年12月22日（水） 14時00分から16時00分
2. 場 所 千里ニュータウンプラザ 8階 zoomによるWeb会議併用
3
3. 議事録

1.開会	(事務局より開会の挨拶)
2.資料確認・会議進行について	(事務局より資料の確認、会議の進め方を説明)
3.会長挨拶	(会長挨拶)
4【計画の進捗確認】	
会長	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2回ということで、これからパブコメ等も控えていますので、前回いただいた意見も含めて、修正等についてこれから事務局のほうから説明していただき、その後委員の皆様から忌憚のない意見をいただきたいと思います。事務局から中間見直し検討会議資料の説明をお願いします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● [資料4]を説明
A委員	<ul style="list-style-type: none"> ● [資料4] 2ページ目の案内誘導表示について質問が3つあります。 <ol style="list-style-type: none"> ① 吹田警察署のあり、なしの記載の違いについて ② 設置場所の選定、メンテナンスをどのようにするのか ③ 看板の設置に合わせて、街頭指導を連携するのか
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 吹田市と吹田警察署のそれぞれの明記があるか、ないかについては、吹田警察署と記名させてもらっているターポリン看板については規制がかかる箇所でございます。この中で申し上げますと真ん中の自転車逆走禁止というものだけ、吹田警察署の名前を入れさせていただいている。自転車の逆走は道路交通法で禁止されているもので規制にかかります。その右の歩道は歩行者優先ものについては規制というより安全啓発の内容という使い分けをさせていただいています。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置場所の選定というところですが、基本的には危険な箇所です。市のほうで独自に設置する場所もありますが、市民からの要望とかを受け付けて設置することが多くなっています。具体的には道路上の電柱に巻き付け設置を行っています。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 街頭指導については、一年間に数多くはできていませんが、

	<p>例えばJR吹田駅北側の広場については、自転車・歩行者専用道路ではなくて、規制がかかっていない道路になります。その為、看板を貼らせていただいているのは「自転車を降りて通行しましょう」という看板を設置しています。それと合わせて、設置した当時、朝に吹田市警察と協力し街頭指導を行っております。そういった啓発、街頭指導というのは数多くはできていないが、これから検討させていただき、駅周辺において実施できればというふうに考えております。</p>
A委員	<ul style="list-style-type: none"> ● メンテナンスについてはどのようにするのか。設置されたままでは、他の自治体ではありますが、かなり古くなり一部路上に出てきて危ない、あまりにもみすぼらしいことがあるので、何か方針、基準を決めて欲しい。街頭指導と言いましたのは、街頭指導と連携がすごく有効的だと思いますので、設置のみで終わらないようにしていただきたい。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路への表示、横断幕等での市民への法律に基づいた知識の普及を図るとともに、前回言っていた千里山駅周辺の踏切に設置している誤った横断幕、その他に高架側の道路に設置している「自転車ルールを守りましょう」という横断幕の文字が消え、白い横断幕になっているものなど、現在設置している誤った横断幕、不要な横断幕について法律に照らして見直しをする。今あるものに対して見直しをするということを入れていただきたいと考えます。そのためにも成果指標として掲示物の点検と誤った啓発横断幕撤去を施策に盛り込んでいただきたいと考えます。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 表示が薄くなっている掲示物については、こちらでもパトロールできていないところもありますので、定期的にパトロールすることを心がけ、適切に張り替えなど進めていきたいと思えます。掲示物等については、前回の会議からそういった意見をいただいて、過去5年の掲示した内容等を調べたが表記に問題はないと思っています。今後については、意見をいただいた際に、その都度、表示内容等こちらで検討させていただいて、更新するところは更新していく形で進めていきたいと思っています。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 何度も申し訳ないが、千里山駅の踏切について今は「自転車を降りてください」になっているが、以前は「自転車を降りなさい」になっていました。そこについては、本当に自転車通行禁止なのですか。踏切内は自転車通行禁止だということを前回の会議の後で警察官の方に言われましたけど、道路交通法には自転車通行禁止とは記載されていない。歩道と歩道の間には挟まれた踏切だから自転車通行禁止と仰いましたが、歩道と歩道に挟まれた車道もありますし、オセロのようなル

事務局	<p>ールはありません。なぜあそこは通行禁止と記載してよいのか、なぜ間違っていないのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自転車通行禁止という表現よりも「自転車を降りて通行してください」という安全啓発の意味を込めた、啓発を過去から行ってきました。該当の踏切について、車両も通行できる踏切から平成27年度歩道用踏切に変わりました。工事当時に設置されていた看板にも同じような表現で記載していました。それ以降、色、内容を変更することはありましたが、基本的には「自転車を降りて通行してください」という内容を記載しており、現在の看板を撤去する考えはありません。道路交通法では、たしかに明確な表現で「踏切を降りなさい」という記載はないが、道路交通法に交通方法に関する教則を公安委員会が作成するようにする内容がございます。教則の中に「踏切では一時停止をする」「安全を確かめる」「踏切では自転車を押して渡るようにしましょう」と記載されています。これについて違反者にたいして罰則はありませんが、こういったものを参考に交通管理者である吹田警察と協力し、今後とも啓発していきたいと思っています。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 先ほどのA委員の質問によると吹田警察の名前が記載されている看板では規制がかかると説明があった。該当の踏切の横断幕には市役所と吹田警察の記載があるため、規制される看板と認識されると思う。歩行者に対してはいいのかもしれないが、子供を乗せた電動自転車等の重たい自転車は、自転車に乗らず、自転車に跨がらず、押して踏切を渡ることは相当危険だ。特に私みたいな年配者には、重たい自転車に荷物を積んで押して歩く、まして下が踏切、線路があるということは相当危険である。規制がかかることを示す看板を設置しているということは規制されているということですよ。罰金がある、なしにかかわらず、踏み切りと一緒に渡っている市民の方などに「おい、そこ書いてあるのに何、乗ってるねん」と言われたらまたトラブルになる。そういうことは言われたくない。というところでずっと申し上げている。なぜあそこだけ目の敵のように自転車を降りるように言われるのですか。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ● 先ほど経緯を聞いていると、踏切は歩行者用のものに変えようとしたところに自転車を通るということで、おそらく踏切というのは、最近のニュース等見ていただくと分かるようにシニアカーですら線路の溝にタイヤがはまって動けなくなることがあります。交通の教則については大変な目に合わないように、基本的に望ましい方法としてより安全な方法としてそういうものが教則に書かれています。それが規制であり降りろというふうには基本的には書いてありません。ただし、

<p>B委員</p>	<p>そっちのほうがより安全ということを利用者が選べるようになっていきます。それを受け取り方として、基本的には降りてくださいと記載されていることには「道幅」「交通量」等を判断して行政のほうで決められていると思います。例えば、交通量がほとんどない、歩行者がいないときに自転車を降りて通らないといけないのですかということ、基本的にはルールに記載されていません。そういう法律を変えたいということであれば、この場ではありません。あそこだけ目の敵にしているということはおそらく、あの場所で特に事故がある等の背景があり、注意喚起をするということがその場所で選択されたということですが、なぜその場所ということに対しての問題意識があるのかについて教えていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● その場所についての問題意識ということですが、自転車で通る場合にその踏切を通らなかったら線路を渡れない。押して線路の上を通りたくない。私達年寄りのものからすると、ガタガタしている道を重い自転車を押して渡りたくない。関大前の踏切まで回るという方法では、自転車で5～10分かかる、線路の西側の道は幅員が広くなったり、狭くなったりし通り難い、車もそっちを通るからかなり通りにくい道をなおかつあぶないところを通らなければならない。また、高架の上を通る場合には、高架というのはかなり高いです、自転車ルールを守りましょうという表示もされていることを踏まえると、結局私達年寄りには自転車に乗った状態であの高架は超えられません。私が車で走るときに見ていても、大抵の自転車は歩道を走っています。でも歩道を走るとは許されない年齢です。そうした場合に70歳以上は歩道を通れますが、69歳のお婆さんがあの高架を自転車で登るのかと言われていたらあれは登れないです。押すのも大変です。そうしたら関大前まで回るのかというと、それはかなり非現実的な提案ですけど、踏切の西側の道路を自転車で走るのはかなり危険です。線路を超えられないのですよ。だから私はそこを一生懸命言っている。
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 聞いている印象では踏切で危険な事象があるということはお理解いただけますでしょうか。これはB委員ではなくて一般市民の方が、自転車を使われているとき、それから高齢者も別に自転車が禁止されているわけではないです。例えば踏切では歩行者もたくさん通行しているため、自転車の速度が落ち、安定しなくなり、溝にはまることは当然ありうるので、より安全な方法を啓発することに、法律的等に問題はあるのでしょうか。商店街でも同じようなことを日本中でたくさん行っています。基本的に歩行者がゆっくり買い物をしていただきたいところについてはできるだけ「自転車を押し歩きしましょう」とすることによって、皆さんが望ましい状況にな

	<p>りますということで、そういうことを行っています。それについても基本的には歩行者が沢山いるようなところについては、そういうふうな表示をしたり、皆さん苦心惨憺をしている状況であります。今の話を聞く限り、法律上、自転車に乗ったまま踏切を通行してもいいですかというのは罰則にはありませんと公的に回答をいただいております。但し、色々な人が自転車の乗り方も含めて問題があり、特に混雑するような場所では注意喚起を行っていくのが基本的な行政側のスタンスですけど、それを今の話を聞いている限り、私は乗って通りたいそれにたいしてメッセージが違うというふうに仰っていますが、それについてはそのメッセージの意図というのはそこではないということは理解していただけますでしょうか。</p>
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ● メッセージの意図は自転車を降りて踏切を渡れということで別に認識は間違っていないです。一度にたくさん言われたのでメモを取る暇もなかったのですが、私は一つずつ答えたいです。一つ他市の例が出ていたのですが、先日テレビで歩行者にインタビューをする番組で、たまたまインタビューを受けている人の後ろ側に「自転車は押して歩きましょう運動実施中」という看板が見えた。東京都内では押して歩こう運動を行っている。降りなさいじゃない、降りましょうでもない、押して歩こう運動です。法律的に間違っていないので乗ってもよいが、押した方がいいですよね、という意図が感じ取れます。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ● 申し訳ありませんが、法律に記載されていないから、何を行ってもよいという解釈では基本的に成り立たないと思います。但し、先ほど言いましたように場所によっては交通状況が悪化しているとか、そういったことがあるところについてはこういうふうな、例えば注意喚起の看板もそうですけど、注意、危険がなければ別にこういうことはしないわけです。でもそれが特定のある一部の人が、何らかの問題を起こしているとか、そういうことがあるから、こういった看板を設置しましょうというふうになっているのはご理解していただけますでしょうか。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 数字として、あの踏切で事故が多いとか、そういうことはあるのですか。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ● これは先ほど前回からのお話もあったように、地元等について、先ほどの踏切を歩行者用に変えていく際、色々トラブルがあるところから、このようなことを行ってきたと説明があったと思います。

B委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 車も踏切を利用していた時には、混雑もしていたし、車を分けたことについてはありがたいし、正しい方法ということも理解できますけど、今は自転車の話をしています。自転車で踏切を西側に渡ったところの歩道と車道の間には柵があることで余計に混在していて、自転車の出口がないわけです。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ● 柵にしてもそれぞれの役割があって設置しています。どんな所でも障害物を除いて、自転車を自由に走らせて欲しいという気持ちはわかります。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 自由に走らせたいとは言ってはいない。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ● 自転車は降りた状態では、歩行者になれるわけです。そういったことで上手く道路交通法上の中で、降りて渡りましょうということもありますし、子供だって自転車の時には信号は降りて渡りましょうということは、中々難しいのでやっていきましようということを行っています。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 信号は必ず降りないと渡れないのですか。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ● 小学校の頃には、それだけの技能がないから、そういったことにできるだけ気を付ける為、注意を分節化するために、一度止まり、左右確認して渡りましょうねということまで、ルールには記載されてはいません。安全の教則というものは、そういった記載されていないことが、どうしてもわからないから、こういうふうにしたほうがより安全ですよということを目安として示しています。道路交通法に記載されていないから、何を行ってもよいわけではありません。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 何をしてもよいとは言ってはいない。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ● 先ほど踏切上を降りては渡れないっていうことであれば、それは基本的には乗ったまま渡りたい。どんな状況であっても乗って渡りたいという風に我々には聞こえてしまいます。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ● はい、そう申し上げております。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ● こちらは交通教則に記載されている内容を根拠に、どのような運転をしたらよいのかということを具体的に例示されているので、それを記載しています。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通の教則はどこにあるのですか。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ● 国家公安委員会のホームページから公開されています。ぜひ見ていただきたいと思います。

B委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 千里山の踏切についてですが、踏切を渡るときに、自転車を押した状態で渡れない私達のような力のない人はどうやって東側から西側にわたればよいのですか。
C委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 委員の立場で申し上げますと、今、B委員が仰っている、個別の案件について、この会議で解決しない分については吹田警察のほうで、また委員から直接ご質問を伺って回答をしたいと思います。前回の回答で一部訂正がありまして、踏切の中を降りて押してくださいと教示したと思いますが、別に乗っても問題はありません。ただ先ほど会長も仰るように交通教則のほうに「踏切では一時停止をし、安全を確かめなければいけません。踏切では自転車を押して渡るようにしましょう」罰則はありませんけども、国家公安委員会がこういった安全教育をなささいということで、全国の自治体、警察で行っております。その中で今回吹田市が作成していただいた交通安全教育の具体的な施策で0歳から社会人まで順を追って行ってもらっています。小さいころから安全教育をしていかないと、免許書がなく、乗ることができれば、誰でも利便性が良い乗り物になります。ただ一つ間違ってしまうと、全国でもあるように、中学生が高齢者を撥ねて死亡させ、数億円という損害賠償になりますので、そういったことにならないように自治体と、警察が一体となって安全教育をしていくものです。先ほど委員が仰るように、踏切をどうしても乗りたい気持ちはわかります。けれども、あそこの踏切については歩行者も絶えずおりますし、自転車という乗り物はバイクと一緒に二輪車です。低速になるほどバランスを崩して転倒する可能性が非常に高い乗り物です。車であればそういったことにはないですけど、電動自転車は発売された当初はペダルを漕いでしまうと加速力がすごく、普通の自転車と比べてもすごく事故が多かったです。ということでやはり、踏切を安全にわたる為、また他の歩行者等を交通事故に巻き込まないためには、降りて押していただくのが一番お互いにとって安全だと思います。ただ踏切の両側には歩道があります、これについては前回も申し上げましたように道路交通法63条で児童、70歳以上の者であれば通れますけど、その中には一定のルールがあります。歩行者が居れば「徐行しなければいけない」「一時停止をしなければいけない」そういった状況がある中で、乗ることができます。ルールを守ることができないのであれば、押してもらうことは基本の大原則ですので、その辺は理解していただきたいと思います。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ● そもそも踏切は自転車に乗って通行できるが、歩道も高齢者や幼児、車道通行が危険と感じた人は自転車に乗ったまま通行できるということが書いていない。乗ることができるのに

	<p>それを押して渡りましょうと表示することによっていかにも乗ることができないかのような印象を与えてしまっている。自転車通行止めと書いて、押したら渡れますよと書くのは分かります。でも降りてくださいと書いておいて、実はここは乗ることはできますよ、ということは横断幕を見ただけの人にはわからないでしょ。結局はどうやって通るのか、どうやって西側から東側、東側から西側にいけばよいのかについて回答をされていません。</p>
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 繰り返しになりますが、その回答については迂回路の車道を通って西側から東側、東側から西側へ通行することが危ないと感じるのであれば基本的には踏切を押して渡ってください。歩道については徐行で時速6キロ以下です。歩行者がたくさんいるときには、歩行者優先です。その中で通れるのであれば、歩行者等がいなければ先ほども申したように、乗っていただいても特にかまわないと思います。但し何度も繰り返しますが、この踏切というのはおそらく、歩行者等がたくさん通る、そういった状況があるので注意喚起等されているのではないのでしょうかということなんですけども、他のところも同じような注意喚起をすれば、ご納得されるという理解でしょうか。
<p>B委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● いえ、別にそのようなことではない。
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての法律、例えば踏切については同じようにしていく必要がある場合も勿論あるわけですね。そういったことについていかがでしょうか。それがもし不服だとすれば・・・
<p>B委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● すみません一つずつ言ってください。一度に複数のことを言われるとメモを取ることもできない。6キロ以下というのは、勿論6キロで走れるような場所ではないし、歩道の向こう側には柵もありますから、6キロも出して走ればぶち当たりますから、誰がどう通っても6キロ以下です。それで乗ってもよいのであれば、規制がかかるところの表示である吹田市と吹田警察署の併記というのが間違っています。どうやって通るのかについての回答で、押したら通れる、つまりそれは歩行者になりなさいということですから、歩行者になるのは一つの方策ではありますけど、自転車に乗って通りたい人の権利を教えてください。まずこの吹田市自転車利用環境整備計画の主旨は自転車利用の推進ですよ。この会はまず自転車を推進する。今、高齢者の車の踏み間違い事故とかたくさんありますけど、高齢者にも電動自転車があれば、具体的に言えば、私の家からだったら千里山のその踏切まで行くのに、車でもよいし、自転車でもよいのですが、歩いてでも行けますが、車で行くよりも、自転車を推進するのであれば、

	<p>自転車で通り易いようにしなければならない。これを規制されてしまって、大手を振って「自転車は降りなさい、何している、ここに書いてあるだろう」と言われることが増えたりしたら、私は車で行くことになります。</p>
会長	<ul style="list-style-type: none"> ● 現実にそのようなことがあれば、その場で警察を呼んでください。事実が違うので基本的にはちゃんと説明させていただきます。我々ここで伝えたいことは、このメッセージというのは、例えばB委員のように自転車を通りたい人が、どんどん通り始めた時に危険が起きたから、そういうことができるだけ増えないようにしています。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ● それは実際にあるのですか。ここだけ特に事故が多いのですか。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ● 事故ではなく、事故に至るような危険性があったから基本的にここに設置したことは、前回説明があった通りです。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民からの要望もあり、自治会長が仰ったからここに付けましたと、吹田市土木部の方から会議以外の場所で聞いた。もう5年以上付いているわけでしょ、だったら一定の役割を果たしているわけですし、それでも通っている人は通っているので一度見直されてはいかがか。規制のかかるところの表記である「吹田市・吹田警察署」の記載があることやそこだけが特別扱いになっている部分など、私は全てを確認したわけではないが千里山の踏切に限らず、色々な箇所を点検し、撤去、書き直し、方法を考えなおすことをされてはいかがか。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ● 先ほど事務局からの回答、資料の中では「キケン」「注意」等で記載されているが、B委員からもあったように、どちらのルートを通ったらよいのかについても、基本的にはもう少しポジティブなメッセージ、危険だからその時どうしたらよいのかということ、社会心理学的な手法のメッセージの出し方でより安全なルートに誘導するように、これから検討していくと事務局から回答があり、見直しについてもA委員から指摘があったので、全体を通して素案の見直し、特に具体的な箇所についても、C委員からの案内もあったように個別の案件については、吹田警察に相談を検討していただけないでしょうか。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ● またの機会にというのは、結局たらい回しであり、私はこの場に市民として間違った啓発物があることを伝えたく来ています。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ● 間違った啓発ではないことを何度も、繰り返し説明をしてい

	<p>ます。これは自治会長から地元の要望として、事故に至る危険なことが多々あり、日々見受けられるので啓発を行っています。それが間違ったメッセージであるということはどう回答していただけるのか。</p>
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 法律上そのようなことは記載されていない。障がい者、70歳以上、児童は乗れるのにそのことについても触れられていない。先ほど規制がかかる所の表示である「吹田市・吹田警察署」の表記も明らかに間違っている。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ● 何が間違っていますか。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ● だから法律的に自転車を降りなくてもよい人は歩行者優先で気を付けながら通ってもよい。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ● そのようなことはどこかに記載されていますか。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路交通法に記載されている。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ● 降りなくてもよいと記載されていますか。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 降りなくてもよいじゃなくて、歩道を通ることができることが記載されている。昨日発見したが吹田市の自転車安全利用五則にも例外として車道や交通の状況からみてもやむを得ない場合、歩道を通行できるという項目が入っている。これは主語が入っていないが、自転車に乗っている人が判断をするのですよね。降りることが危ないと判断した私が乗ることができるはずです。それなのに如何にも降りなくては間違っている、規制がかかっているような記載が間違っている。
C委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 先ほど事務局が申したように規制がかかっているところに吹田警察の名前が入っているのは一理あります。ただ規制がかかっていなくても、ここは交通事故が多い、発生の可能性がある所については、警察から市に申し向けまして、連名を入れさせてもらうことがあります。ここの部分について、当時は車も通れる踏切であったが、歩行者の踏切になったことを周知させるために、吹田警察と協議、自治会長、地元の意見を反映、網羅したうえで看板を設置しています。先ほど吹田市の自転車規則とありましたが、あくまで規則であって大前提は、道路交通法です。車道や交通の状況を照らしてやむを得ない場合と記載されているが、あそこの箇所については、車は通らず、歩行者がほとんどおりますので、歩道については乗ることはできますけど、歩行者が多ければ、乗っても良い方についても歩行者がいれば一時停止、徐行もしくは降りて歩行者なり、自転車の押し歩きが大前提です。

B委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 大前提でしょうけど、いない場合の話ではなくて、全てを網羅しているとは何か。
C委員	<ul style="list-style-type: none"> ● それは看板「吹田警察、吹田市」の経緯についてです。自治会、地元の意見、警察の意見、吹田市の意見、全てをまとめている。自治会の意見とは付近住民の総意見です。それはご理解してください。自治会長が勝手に付けたのではなく、地元で話し合い、ここは危ないからお互い気を付けましょうということで、警察、市に看板設置を行ってほしいという、いきさつがあった中での設置なので、その看板についてはご理解してください。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 理由が少し分かりました。これは以前からよくある話です。自治会といっても私はその踏切があるところの自治会の会員ではありません。自治会というのは踏切がある周辺でしょうけど、踏切周辺の自治会の人たちは踏切を通る時にはたいてい歩行者です。踏切周辺地域の人が自転車で行く場所、道路ではありません。自転車で行くということは私達のように少し離れた場所、踏切周辺の自治会ではない隣の自治会の人間です。該当の場所で自転車を押して歩くということを表示することに関して、私は住んでいますけど何も聞いていません。だから地元の人だけが良ければよいではありません。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ● B委員の言いたいことはよく理解しましたが、これからもう少し議論はありますし、具体的に法律違反だと仰るのであれば、色々と制度があり、例えば行政に関わる不服を申し立てるところもあります。基本的にここでは繰り返しになりますが、自転車を推進していきたいのですが、その中で自転車が強者になる場合も当然あって、今までは歩道上での、歩行者と自転車の衝突の事故というのが、この前も枚方市で高齢者と少し接触したことで死亡事故が発生したことがある。必ずしも歩道を通行できる自転車というのが、問題が起きていないわけではなく、基本的には注意喚起は踏切に関わらず、歩行者優先すべき箇所は、注意喚起を行っていきましようとなっています。なぜ、このようなことが起きているかと言うと車道原則ですが、歩道を通行してよいという、今までの経緯があるので、今は車道も通行できます、歩道も通行できます、だけど車道が原則ですというのは、安全利用で定められてきた。その一方で、先ほどもあったように歩行者との接触の事故が増えてきているので、こういった箇所では基本的には注意喚起を行っていくのですが、条件に見合わないような所については、見直していくというのは仰る通りだと思います。

B委員	<ul style="list-style-type: none"> ● それについては死亡事故が起きる場所ではありません。でも当たったら怪我をするかもしれません。前回も保険の話がでていましたけど、歩行者との接触事故が発生した場合、自転車が強者であり、治療費の請求があった場合に、そのような表示がしてあったら、賠償責任の問題を考えると負担の割合が一段階増える。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ● 繰り返しになりますが、この案内表示については弱者を保護するために、基本的に注意喚起を行っています。先ほど当たただけでは怪我をするだけと仰いましたが、先ほどご紹介した枚方市の事故は、高校生が高齢者と接触し、転倒したことでお亡くなりになりました。そのような事故が、そこだけではなく全国で起きているから、こういったことに気をつけていきたいと思いますということで、案内誘導、案内標識で注意喚起したいと思いますというのが本来の主旨です。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 主旨はわかりますが、この踏切では自転車と歩行者に当たったからといって死亡事故が起きるようなスピードで当たれる場所ではない。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ● 今までの裁判、事故事例、ニュース等にあるものを確認していただきたいと思います。そのような簡単なものではありません。子供のちょっとした事故、接触しただけで植物人間状態になり、1億円の賠償金がでています。そういった事故事例も我々はたくさんみているから、だからこういったことを敢えてしようというのは、本来しなくてもよいことを、敢えてしようとしているのです。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 私は60歳を過ぎているから、どちらかという当たられて転んで文句を言うほうです。自転車で当たるほうより、当たられるほうが心配です。そもそも6キロ以下でしか乗れないわけでしょ。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ● 皆さんがルールを守ればですね。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ● そんなにスピードを出せる場所ではありません。乗っていたとしても歩いているよりゆっくりしか走れない場所です。そのような場所で死亡事故の例を出されてもちぐはぐな感じがする。それと一つだけ、つまらない質問ですが、自転車に跨り、ペダルに足を置かずに地面を足で蹴るような状態でも、自転車に乗っている状態とみなされるのか。
C委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 自転車を降りてくださいなので、歩いている状態が歩行者です。乗って跨ってペダルを漕ぐ、漕がないは別です。跨ってサドルに乗っていることが、乗っている扱いです。先ほどB

	<p>委員が踏切を歩行者より遅い速度と言っていたが、その状態では転けます。警察の立場として強く言わしてもらいますが、踏切で死亡事故は起きます。当たって歩行者が、高齢者が落ちて線路に頭を打って亡くなる可能性があります。可能性があることを前提に、注意喚起をすることが皆さんのためではないでしょうか。</p>
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 私に関しては乗って渡るほうが起きにくい。跨っている状態が安定しているように今の電動自転車は作られている。あれを押して渡ると転びやすい。
C委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 押して歩くことに何か問題があるのですか。重たいということは分かりますが、坂道ではなく平坦ですが、そこについて重たいとは何をもって重たいから、乗りたいのか意図がわかりません。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 体力のあるかたであれば、思わないかもしれないが、私は電動付き自転車で買い物を行います。重い荷物を載せた状態で自転車に跨がり、地面を蹴っている状態であればまだ安定すると思いますが、自転車に跨らず、横に立って押すことに恐怖を感じる。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ● 申し訳ないが、時間の都合もあるのでその議論については、この会が終わって後にお付き合いします。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 終わった後では逃げになります。議事録にのりません。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ● 前回から議論をさせていただいているので逃げることにはなりません。但し、仰っている中に重要な点もあるので、事実確認をしながら説明させていただく。他にメッセージに関ること、踏切以外、先ほどルートを回ったところについては、遠回りになるということですが、基本的にはルートを表示するとか前回仰っていましたよね。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 前回言っていた表示をするということも、私は表示をしたら絶対クレームが来ますから、そんなことできないでしょということも含まれている。高架を自転車で渡るというのは、高架の車道に自転車の絵や矢印が描かれていましたが、もう消えていることから見てもの道幅がギリギリで、車がそこを踏んでいくから消えている、つまり道幅がギリギリで自転車が通る隙間はなく、歩道を通ることも違反ですし、高架の勾配がきついので、自転車で高架を通ることは不可能です。関大前まで迂回することは距離があり、西側の道路も通りにくい道です。つまり、あそこは自転車に乗って渡れないということと、間違っている啓発物をずっとつけている場所があるの

	<p>で、点検して撤去することを計画に盛り込みたいということ を言いたいのです。せっかく委員として選んでもらったのに 、言いくるめられて間違っただまになってしまうことも残念 なことです。</p>
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 言いくるめてはいません。
<p>B委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 掲示物の点検と、誤った啓発横断幕の撤去をしていただきたい。それに関して私がいくら言っても皆さん、間違っていないとおっしゃいます。この会議設置要領によると結局、委員は意見を言うだけで、行政が最後に取捨選択される。これ以上議論して聞いていただいたところで、総出で間違っているとされるのであれば、私は間違っただという認識のまま、聞いていただけなかったという認識のままマイクを置きます。
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 繰り返しになりますが、時間があるときにもう少し一つ一つのご意見ついて、真摯に向き合っていきたいと思います。
<p>D委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 資料4の7ページにサイクルイベントの開催、支援が追記されています。サイクルモードのイベントを指していることに間違いはないでしょうか。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 間違いございません。
<p>D委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● このイベントに吹田市として、こういった内容で参加はされたのでしょうか。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 一度申し込みを行ったが、コロナで開催がなくなり参加していません。
<p>D委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象が幼児から、社会人となっているが、このイベントはスポーツ車に特化したイベントでして、開催地が万博公園で、吹田市民以外もたくさん集まるイベントの為、今回、主旨に記載されている、交通安全啓発が行える場所ではないのかなと思っている。例えば市民祭りであるとか、もう少し市民に寄り添ったイベントに参加した方が良いと思う。先ほどのサイクルモードは有償で入るイベントであり、それなりのポテンシャル、クオリティを求めて入られるので、せっかくブースを出しても効果が薄いのではないかと感じます。もう少し吹田市に寄り添ったイベントを記載したほうがよいと思う。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 例としての記載であり、それ以外に神崎川畔祭りで交通安全のブースを出しています。吹田市内では自転車に特化したイベントが多くなく、一度イベントに申請したという経緯もあ

<p>会長</p>	<p>って、こういうことが継続できればと思い記載させていただいた。ここに記載されている内容については精査させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自転車関係のイベントは増えてきています。市外から来られることが多いイベント、市に関わるイベント、自転車関連のイベントで、関係者が集まる中で、啓発活動をしていきたいということだと思います。色々なチャンネルがあったほうが良いと思いますので、市の中で関係するイベント、自転車だけのイベント限らず、そのあたりが読める形にさせていただければと思います。
<p>A委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 資料4の3ページ、4ページにあります、整備の優先度等について確認したいことが3つあります。高校生の自転車通学について優先度を上げていただいことに感謝します。そのことに加えまして、最近保育所、幼稚園への子供を乗せて送り向かえするお母さんたち、そういった自転車の利用、大学等の施設、事故の多い箇所、高校生に限らず、その場に応じて、自転車の量が多いのであれば検討していただきたい。もう一つの資料5の39ページ、これまで整備された箇所の写真が掲載されているが、前回も話したように、それぞれの整備方法としてフォローチャートがあって、混在型に落ち着くところもありますが、例えば写真の9番のところ、車道混在（市道）山田佐井岸辺線、こちらセンターラインが黄色です。そして車道混在があります。こういった場合において私達車を乗っている場合、とても気を使います。はみ出すことができず、自転車がいる場合、破線の白であれば安全に1.5m空けて通ることができるが、こういった整備された箇所が、黄色いセンターラインだと、自動車はストレスが溜まる、自転車は危険度が上がる為、センターラインの見直しを行ってほしい。例えばイズミヤの千里丘店前の東西に走る線が、規制速度50キロです。あの箇所では私はおかしいのではないかと思います。自転車の走行環境の整備として、車道混在等だけではなく、センターライン、規制速度の見直しを行って欲しい。
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● センターラインの見直しということで規制に関わる内容なので、先ほどと同じように全体を見直していく中の一つの項目だと思いますがいかがでしょうか。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 優先度について交通量等精査できていないところはありますが、優先度の見直しを行い、優先度を上げれる路線があれば追加等も考えていきたいです。あとセンターライン、規定速度の見直しは、整備を行うタイミング等で吹田警察及び大阪府警と協議しながら進めていければと思います。

E委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 資料4の4ページ、自転車ネットワーク選定路線整備優先の資料について、右側に今回の見直し案が記載されています。図面中央の少し上にある万博の外周道路は、基本的に自転車専用の通行空間が全て確保できているのですが、上半分が未整備優先度3の表示になっています。左側の現計画の優先度を見ていただくとわかりますが、既に外周道路は全て整備済みになっていますので、右側は間違っていると思います。また、万博外周道路の南側の道路からモノレールに向かっている道路がありますが、この道路は府道ではありませんので緑色の記載は間違っています。この道路についても左側の現計画を見ていただくとわかるように、青色で市道になっていますので、この辺のところを事務レベルで確認していただきたいと思います。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 万博の外周については申し訳ございません。改めて担当レベルで協議させていただきたい。もう一つ89番については市道になりますが、市のほうで管理しているのが専用歩道のみ管理しているため、府道に記載させていただいたところがございますが、これについても一度協議させていただき、修正があれば、修正し再度お見せさせていただきます。
F委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 資料4 7ページに未来と記載されている。未来という定義は、私の理解で申し上げると、段階的にこういう施策を新たに加えたものを含めて、進めていくと理解しているがよろしいでしょうか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● この未来の項目については、赤枠のものが今回追加させていただいたものになります。それぞれの実施については今後とも、その関係部署と協議させていただき、予算処置が必要なものも準備し、段階的に実施ができればと考えている。5年後がこの計画の最終年度になりますが、それまでには全ての項目を実施できるような環境になっていればと思い記載させていただきました。
F委員	<ul style="list-style-type: none"> ● そのようなことであれば、未来という記載では遠い先に感じる為、できれば段階的に進めていくことが表現できるようなキーワードが使われていたほうが、計画的にはわかりやすいと思う。同じ資料の9ページ、シェアサイクル現状のポート数が市内に限定されている。一部千里中央付近も記載されているが、意外と市外の駅でもポートが設置されていて、他市と連携が取れるシステムの為、できれば市内のポートに関わらず、市外のポートについても掲示していただければ、良いと思う。実際に使用されているポートはスマートフォン上で確認が行えるので検討していただきたい。

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● シェアサイクルのポートについては、隣接都市のポートについてここに明記させていただきたいと思います。未来という表現については再検討させていただき、次の会議まで良い案があれば出させていただきたい。
G委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 資料4の7ページです。交通安全教育の具体的な施策で幼児向けにも交通安全教育を行っていく記載がある。主体は府、事業者等にされているが、実際具体的に取り組む方法、例えば施設等に何か具体的に話をして進めていくのか、その辺りで決まっていることがあれば教えていただきたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児の安全教育については、事業者等で検討しています。内容については、自転車に乗る為のバランス感覚や、相手にぶつからないように他者への思いやりの気持ち、簡単な交通ルールを楽しみながら習得していくような場を設ければと思っています。その場に保護者も一緒に来てもらい、安全教育重要性を学ぶことができる場にしていければと考えています。
G委員	<ul style="list-style-type: none"> ● イベント的な形で行われるイメージですか。もしご協力できることがあれば児童部でも所管している施設があるので依頼をいただければ協力させていただく。
A委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 資料4 7ページの未来については私の案では施策後、そういったものがよいのではないかと考えている。あと文言の訂正として、幼児向けの教育でキックバイク等と記載していますが、キックバイクとは一部でしか使われていない。正式には辞書ではランニングバイクとかの言葉が出るのでそちらのほうがよいかと思う。大学生へのアプローチも必要ではないかと考えている。ドライバーへの啓発ということで教習所内に矢羽根の設置も検討させていただきたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● キックバイク等の表示については修正させていただき、大学生へのアプローチについては検討させていただきます。吹田市内の教習所というものは、現在、なくなりました。
H委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 資料4の7ページ、自転車シミュレーターによる体験実習というものが追加されていて、通勤時間帯現場にて実施と記載されている。どのようなイメージなのでしょう。自転車シミュレーターを現場でというのがわからない。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 誤字でございます。修正をさせていただきます。自転車シミュレーターの実習については、吹田市本庁のロービー等でスポット的になりますが、自転車シミュレーターを設置し、吹田警察と協力し、希望者に対して使用していただければと考え記載しました。

I委員	<ul style="list-style-type: none"> ● バス停では自転車通行空間の矢羽根を踏んで止まるイメージがあります。実際に自転車の走り方として、バスを右側から追い越していくのか、バスの後ろで一旦停止し、バスの発進を待つのか、走り方の推奨はどのように考えているのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● バス停にバスが止まっていて、その後ろから自転車が矢羽根を通行した時の、通行仕方については止まっているバスの右側から追い越していく、ただ自転車も追い抜く際には後方確認、安全確認してからの追い越しを考えています。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ● 他にもいくつか通行方法があって、長いバスを抜くことが怖い時は、矢羽根の引き方もバス停に沿って左側に沿って描いている場合もありますし、道路状況、バス停の設置により若干変わる可能性があり、全国でも検討している。右側を抜いていく場合、左側を抜いていく場合というのも色々なパターンがあり、ガイドラインの中で定まっていない状況です。逆にお尋ねしたいことがあり、バスのドライバーはバスの左側をすり抜けていく自転車に対して、車の死角に入り追い抜く危険な状況、乗降客との衝突もあります。こういったことについて啓発活動は行っているのか。今回ラッピングを検討するにあたり、バスに関わる周辺危険にかかわる所を同時に啓発していくことも考えている。その辺りについて状況をお伺いしたい。
I委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 走っているバスを確認していただいたらわかりますが、左の後方に二輪車の起き越しは危険ということ、約3から4年前から全車両に独自作成した左からすり抜け危険ですよということを自転車の方に啓発している。左から抜けられると降車、乗車のお客様に接触する事故が発生しますし、通常バス停ではないところでもすり抜けは危険行為ですので啓発を行っている。右側からどういう走り方のルールを推進していくかについて今後の検討かもしれない。バスの運転事業者側の目線で考えると、真後ろから自転車が接近されると、バスが発信しようとするタイミングで、突然右のミラーに自転車が映る。真後ろがバスの状況としては非常に見づらい。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般自転車利用者全体に対するメッセージをバス周辺、大型車周辺は重大事故に至る危険性が高い為、ご協力いただいているところもありますし、それぞれの会社で独自に対応していただいているところもありますが、先ほどの資料の中にもありますが、道路側に設置する注意看板と同じような主旨だと思います。こういったものについてはできるだけ行政も係わっていただいて、その中で共通するメッセージをしっかりと出していくことが重要なことだと思います。

J委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 資料4 7ページ交通安全教育の具体的な施策について、子供たちが自転車の乗り方を学ぶのは、私の場合は親から公園で教えてもらって、次に街中では走るのは親について走り学んだ。いわゆる保護者から学んだ覚えがあります。多分それはそんなに時代が変わっても、変わっていないと思う。就学前の幼児、保護者の方に対しても交通安全教育は、保護者の方がキーパーソンになると思う。社会人になってから自転車教室の中にも、子乗せ自転車に乗せる子供に自転車を与える際、こういったことをポイントにしていきましょうということも含めて、保護者に色々な役割を担ってもらうことが必要。もちろん学校での教育も必要ですが、保護者も与える側として、そういったことに意識をもってもらいたい。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ● 色々な自治体でも子供の時から保護者と一緒に、乗り方を学び、そこから一人で乗り始める段階があるので、その時に保護者の方にもルールをどのように教えたらよいか分かるような冊子の作成を作りましょうと工夫されているところがあります。子供の教育というのは行政がタッチポイントとして教育の機会を確保できるわけですが、そのこの保育園等通じて保護者の方に何らかを周知していくことはとても大切なことだと思います。全て学校の現場でというわけではなく、家庭の中での教育というのも極めて重要なポイントとして認識しています。そこにうまく活用できるような仕掛けが、もう一つ工夫が必要だと思うので検討をお願いします。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 誤った、偏った意見による横断幕や、不要な横断幕について法律に照らして見直しをするということを言っているが、成果指標として、その他のものでも掲示物の点検、誤った啓発横断幕の撤去を施策に盛り込んでいただきたい。これに限らず、冊子114ページの進捗管理に図にチェックとありますが、市民に分かるように事業実施報告書を毎年作成していただいて、誤った啓発横断幕を撤去した結果、また今日話し合いの結果を市民に報告していただきたい。116ページの目標等の表に、案内物の設置や見直しの件数を入れる、今日話し合った他の案についても入れるのが良いかと思います。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ● ただいま言っていた、ご意見についても議事録に残していただきます。B委員の仰っている、誤っていることについても、具体的な箇所も指摘されているので、そういったことについてまた後程意見交換させていただきます。これから取り組みの中で誤った横断幕については基本的には取り除いていくことも、真つ当なことです。粛々とやっていくこと。誤っている横断幕の撤去が計画の中に関わるか、関わらないかをしっかりと確認させていただきます。これで資料4

<p>事務局</p>	<p>については意見をいただいたということで、前回の第1回、第2回今日頂いたご意見に基づいて資料を修正させていただいて今後パブリックコメント等、市民の方に具体的に見ていただいご意見をいただく場を設けたいと思います。今日は色々なご意見をいただきましてありがとうございました。それでは事務局のほうにお返しします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 様々なご意見ありがとうございました。会長を始め、委員の皆様長時間にわたりご参加ありがとうございました。今回提案させていただいた吹田市自転車利用環境整備計画中間見直しの素案については説明を割愛させていただきます。今回の会議でいただいた貴重なご意見を確認させていただいて1月から2月にかけてパブリックコメントの実施を予定しております。その後パブリックコメントでいただいたご意見を考慮して3月に第3回目の会議、最終版の素案を示させていただきますと思います。お手数ではございますが資料5素案の確認をしていただきお気づきの点等があれば事務局へご連絡いただけると幸いです。今後も引き続き計画見直しのご協力いただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。以上をもちまして第2回吹田市自転車利用環境整備計画会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。
------------	---